

生食発0610第3号
28消安第1289号
平成28年6月10日

各

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長
(公 印 省 略)

「対ロシア等輸出牛肉の取扱いについて」の一部改正について

我が国からロシア等向けに輸出する牛肉については、「対ロシア等輸出牛肉の取扱いについて」（平成26年2月9日付け食安発0209第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・27消安第5377号農林水産省消費・安全局長通知。以下「通知」という。）により取り扱っているところですが、今般、農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済再生担当大臣）において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」等に基づき、輸出環境の整備を図ることとして、下記の趣旨により、通知及び通知の別紙「対ロシア等輸出牛肉の取扱要綱」を別添新旧対照表のとおり改正し、本年6月10日より施行することとしたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

- 1 ユーラシア経済同盟の発足に伴い、輸出可能国にアルメニア及びキルギスを加える。なお、これらの国に輸出を行う場合であっても、従前の関税同盟規則に基づく衛生証明書様式が引き続き使用可能である。
- 2 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
- 3 認定と畜場等において検査に合格した食肉を外部の施設に搬出し保管を行い、当該保管先において販売先等が決定する場合であっても食肉衛生証明書の発行を可能とし、その手続を定める。
- 4 牛の飼養施設において過去12か月間牛白血病の発生がないことについて、家畜保健衛生所の発行する証明書に代えて、動物検疫所から当該飼養施設の所在する都道府県への照会により確認することとし、その手続を定める。